

1人の首切りも許さない

N関労東 2006.11 No11

東日本NTT関連合同労働組合

東京都千代田区岩本町2-17-4 米澤ビル1階 労働運動センター
TEL(03)5820-2070 FAX(03)5820-2080
E-mail info@n-kanrou.com http://www.n-kanrou.com

発行責任者:江尻 昭正 編集責任者:林 信行

山梨に支部結成される



私たちは、N関労山梨支部を
はN労組 結成しました。8月下
を脱退し 旬にN労組を脱退する

県内の労組と連携・交流し、闘う

山梨支部委員長 古屋三男

10月28日、山梨県甲府市でN関労山梨支部結成大会が開催されました。大会は、結成までの経過、運動方針を確認し、古屋委員長をはじめ役員を選出しました。尚、大会には山梨県内の仲間、N関労の関東をはじめ、兵庫、広島からも駆けつけ、50名を超える盛大な結成大会となりました。



山梨支部古屋委員長

とき、「あと2年余りだからがまんすれば・・・」と助言してくれる方もありました。2年だからと、悔いを残さないために、自分たちの意思表示をしました。N労組を脱退してからは、「君らしい決断だ!」「俺の分まで交渉してくれ!」と励ましてくれる職場の仲間も出てきました。企業年金問題、「退職・再雇用」をせまられ、25%の賃金カットです。その後合理化を推し進め職場の統廃合が行われてきました。

山梨支部結成大会

ト、さらに06年4月からは、新たな評価制度を押し付けられ、賃金格差は社内でもさらに大きくなっていきます。

もう我慢できない!要求し闘おう

山梨支部書記長 小田切博



小田切書記長

情報通信産業ばかりでなく、全労協をはじめ県内の労組とも連携・交流していきたくと思っています。

りの組合員を大事にします。少数労働組合で

各支部大会終了

06年度新体制

千葉支部第5回定期大会は10月14日千葉市にて多くの来賓を迎えて開催しました。

必要と訴えました。

東京支部大会は10月22日神田で開催されました。大会討論は「N関労に加入したことにより、自分の問題としてストが打たれた」「職場の問題を仲間と話しながら、会社に要求している」「多摩は、満了形を選択し組合員として職場に入ってきたことよって、仲間の意識が上がり、ピラ配布ができたし、会議を持つようになった」など活発な討論報告がありました。



今年の4月から導入された新評価制度は、現場の労働者の格差と競争を持ち込むもので、もう我慢できません。NTTは50歳で退職再雇用という大量首切りを行いました。再雇用後は25%の賃金カットです。その後合理化を推し進め職場の統廃合が行われてきました。

NTT労組がきちんと組合員のためにたたかわないのであれば、たたかう要求を持つて新しい労働組合でたたかうしかありません。N関労は、一人ひとりが私たちに襲いかかることにならぬ。闘いの準備が

NTT労組がきちんと組合員のためにたたかわないのであれば、たたかう要求を持つて新しい労働組合でたたかうしかありません。N関労は、一人ひとりが私たちに襲いかかることにならぬ。闘いの準備が



際限なく働かされる 労働法制改悪反対

労働契約法制と労働時間法を審議している厚労省・労制審は、8月再以降すでに8回開催、12月中には労制審の建議をださせ、07年国会で法案を提出する方向で動いている。一方、全労協は、厚労省前行動を行っている。

一定の年収以上の労働者で、労使で合意した職種に従事する場合、労働時間等規制の適用を除外することができ。(ホワイトカラーエグゼンプション) 要するに「自分の

裁量で働きなさい、賃金は労働時間に対してではなく成果に対して支払う」というものです。この制度を現状の日本の労働環境に適用すれば結果はどうなるか、だれでも容

労働者は奉公人じゃない

あわせて、大きな問題なのが新たに制定されようとしている労働契約法(厚労省素案)です。その問題点は、就業規則

易に押し量ることができません。すなわち際限なく働かされるということは自明といわざるを得ません。



木下孝子職業病闘争 NTT東日本前、座り込み決行

頸肩腕障害治療中の、1981年6月19日の不当解雇から26年目の秋、「NTT木下職業病闘争支援共闘会議」は秋季連続行動に取り組みました。東京全労協はじめ都内各地域の全労協組織、東京地評、国労闘争団等の協力による4波の要請行動で、NTT東日本に本争議の早期解決を要請するとともに、労働団体、争議団、民主団体等からの、争議解決要請団体署名450通を突きつけました。

さらに、10月25、26日、NTT東日本本社前で、延べ90名による座り込み行動とで200名近い結集を得ての26日夜の抗議集会で、NTT東日本に対して、拡がる支援を背景に、納得の行く解決まで闘い続ける決意を訴えました。

今後皆様のお力をお貸し頂き、解決を迫って行きたいと思ひます。



を労使間の労働契約(その主たるもの)とする。就業規則は過半数の組合がある場合は組合から意見を聴取して経営者が決める。過半数組合がない場合は事業場の全ての労働者を適正に代表する複数の者(現労基法で規定している労使委員会の委員)から意見聴取を行い経営者が決める。そもそも就業規則は会社が一方的に決定することができ、一方的に作られてきました。現在の過半数組合や労使委員会の実態を見て、とても労使対等の立場での就業規則が作られるとは思えません。会社が一方的に作った就業規則を労働契約として法律で規定するとなれば、労使関係は一挙に100年以上も逆戻りし、女工哀史と奉公人の世界を再現する事になるでしょう。一連の労働法制の改悪に対し緊急に反対の行動を起こさなければなりません。

「配転は人事権の乱用」 9・29札幌地裁全面勝訴

〈N関労東 NTT東へ申入れ〉 長距離通勤者を地元へ戻せ

N関労東は、10月NTT東日本会社に次のような「申入れ」を行った。
「9月札幌地裁は、NTTが02年5月に行った退職・再雇用(11万人リストラ)にともなう配転は、原告全員、業務上必要なものではなく、人事権の濫用で違法であると認めた判決を下しました。今年7月の奥村裁判に続くこの判決は、退職・再雇用(11万人リストラ)に対する反社会性、企業責任を鋭く問うものである。

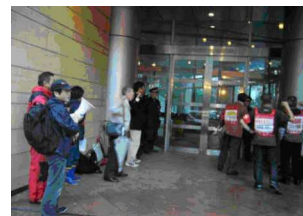
判決であり、かかる配転が労働者だけに一方的に痛みを伴わせるものであることを社会的にも明らかにしたものである。」とし、4項目について申し入れた。NTT東日本は、札幌地裁判決に従い、控

〈3労組共同行動〉 退職再雇用制度撤廃しろ

一方、10月6日、N関労東・東京労組N関労分会・電通労組の三労組でNTT東日本に対して以下の申入れ書を提出した。当日は、風雨の中、緊急行動にもかかわらず30名の仲間が東日本本社門前に集まり集会を行った。
訴しないこと、業務上の必要性がなく、長距離通勤となつているHs組合員、Ht組合員、Y組合員を速やかに、地元に戻すこと、業務上の必要性がなく、全国不当配転となつている労働者全員を直ちに、地元に戻すこと、退職・再雇用制度を撤廃すること。



札幌地裁判決に従い、控訴をしないこと、全国に不当配転した労働



10月6日、NTT東日本本社で